

安八町告示第82号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年3月31日付で提出された住民監査請求書[安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)]について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年5月1日

安八町監査委員 清 伸二 

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和2年3月31日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、手土産代(安八園遊会の折り)5,100円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令明細書
3. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
4. 令和元年7月25日付 安総第2968号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年7月25日付 安総第2969号 情報公開請求却下通知書
6. 令和元年7月25日付 安総第2970号 情報公開請求却下通知書

7. 令和元年7月25日付 安総第2971号 情報公開請求却下通知書
8. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
10. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年4月1日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、手土産代（安八園遊会の折り）5,100円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

碓井昭夫監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係があることから法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年4月24日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年4月23日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかつた。

2 監査の実施

（1）監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年4月24日に監査を実施した。

（2）監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。



第6. 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成31年3月3日（日）午前10時00分から、第21回安八園遊会（以下「園遊会」という。）が安八百梅園（以下「百梅園」という。）で開催された。
- (2) (1)にいう園遊会は、梅香の漂う早春の百梅園で見事に咲き誇る梅の花とともに安八町（以下「町」という。）の魅力を発信し町の観光事業の推進に寄与することを目的として開催され、その内容は、関係機関や関係団体等から来賓を招いての式典、町特産品、農産物等及び梅苗木の販売、甘味物等、飲食物のバザー、新成人をモデルに迎えてのモデル撮影会（以下「撮影会」という。）であった。
- (3) (2)にいう農産物等の販売では、かねてから交流のある [REDACTED] という。8名による海産物の販売が行われていた。
- (4) (2)にいう撮影会は、モデルとしてその年の新成人4名が協力してくれた。
- (5) (2)にいう撮影会にモデルとして協力してくれた新成人4名は着物（振袖）を着用していたことから、町写真協会員2名が撮影会中、4名のモデルに随行して撮影会の補助をしていた。
- (6) 本件請求にいう手土産代5,100円は、安八町長（以下「町長」という。）交際費の支出基準に基づき、交際費の解釈の範囲内において、園遊会の開催にあたり海産物の販売にて参加してくれた、(3)にいう [REDACTED] に手渡した手土産代に係る経費であった。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

4 行政実例

交際費の一般的意義及び具体的意義について、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行に必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

(昭和28年7月1日自行行發第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)

5 町長交際費の支出基準

町長又は町長の代理として副町長若しくは職員が、町を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費の支払いをすることについて、交際費の種別、支出範囲その他支出基準が規定されている。

6 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

(1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。

(2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、

当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和元年7月17日付にて、平成31年3月3日 手土産（安八園遊会の折り 越廻漁業士会）に関して、「手土産を渡した相手との意見交換に関する復命された書面」、「手土産を渡す目的が達成されたことを証するもの」、「手土産を渡した結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」、「手土産を渡した者の氏名が分かるもの」について情報公開請求をしたところ、令和元年7月25日付、情報公開請求却下通知書「安総第2968号」、「安総第2969号」、「安総第2970号」、「安総第2971号」にて情報公開請求が却下された。却下の理由は、「当該請求に係る書類は、実施機関である安八町は作成していないため、安八町情報公開条例（以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する行政情報は不存在である。よって、当該請求に係る行政情報は、条例第10条第1項第2号（物理的不存在）に規定する行政情報であったため。」であったことから、「手土産を渡した相手との意見交換に関する復命された書面や、手土産を渡す目的が達成されたことを証する書面や、手土産を渡した結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜならば、公費を支出する以上はこれらの書類を作成し、行事の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。」とした上で、「平成30年度支出負担行為決議書兼支出命令書の備考 莓他（3／3）、摘要 手土産（安八園遊会の折り [REDACTED]）としか記載されておらず、手土産を渡す目的が不明である。また、この手土産を渡した相手の氏名は不明であり、本当に相手へ手土産を全て渡したのか疑義が持たれるものである。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。また、この手土産は苺、法蓮草、米もあり手土産にこんなにも必要であったのか疑義が持たれるものである。地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の経費を超えて、これを支出してはならない旨が規定されており、本件、手土産の支出の証拠書類では目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えての支出ではないことが証することができず違法もしくは不当な公金の支出といわざるをえないものである。」と主張している。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年（行ウ）第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるから、具体的な公金の

支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようしなければならず、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており、事務処理のために必要とされるものであっても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

そして、地方公共団体の首長である町長の職務遂行は一般職とは違い、勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範であり、町長の職務が公務であるか否かについては、第7判断に当たっての関係法令等について／6 町長の権限及び職務について、のとおりである。

本件監査では、これらの判断基準に従い、且つ、行政実例（昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）による交際費の解釈に沿い、町長交際費の支出基準に従って、本件請求にいう手土産代に係る公金の支出（以下「本件支出」という。）の違法性若しくは不当性について検討することとした。

百梅園で開催された園遊会の目的や内容については、第6 事実関係の確認／(2)のとおりであり、手土産代に係る公金の支出は、同／(6)のとおりである。

のことから、町長は、安八町第五次総合計画に掲げる、活気と賑わいのあふれるまちづくりの実現のために、園遊会の開催は必要不可欠であると考えていたことから、町の魅力を発信し町の観光事業の推進に寄与することを目的として行われた園遊会に付随して支出された本件支出は必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、園遊会を開催する時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものないと判断した。

以上のことから、町長が交際費の解釈に基づき、交際費の範囲内で町の特産品を手土産として渡すことは、梅香の漂う早春の百梅園で見事に咲き誇る梅の花とともに

に町の魅力を発信し町の観光事業の推進に寄与することを目的として開催された園遊会に理解を示し、その上で海産物の販売にて協力してくれた越廻漁業士会に対する社会通念上の範囲での謝礼であり、又、引き続き、越廻漁業士会と町との関係を良好に保ち続けるための願いが込められているものであると考えられることからも、必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、園遊会を開催した時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りず、加えて、行政実例（昭和28年7月1日自行行發第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）による交際費の解釈に沿って、町長交際費の支出基準に基づき、園遊会に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて「手土産の支出の証拠書類では目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えての支出ではないことが証することができず違法もしくは不当な公金の支出といわざるをえないものである。」としているが、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

なし。

